

令和5年12月市議会定例会追加提出議案その2

八尾市

議案第95号

八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和5年12月21日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により、戸籍法関係の手数料の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市手数料条例の一部を改正する条例

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号の2中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4)の3 戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）本則の表8の項の3の総務省令で定めるものに限る。以下この号及び第7号の2において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）　1件につき400円

第2条第6号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求

を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 1件につき700円

第2条第8号中「(昭和22年法律第224号)」を削り、「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同条第9号中「閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものとの閲覧」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第96号

八尾市固定資産評価審査委員会委員を選任するについて同意を求める件

次の者を八尾市固定資産評価審査委員会委員に選任するについて、市議会の同意を求める。

令和5年12月21日提出

八尾市長 山本桂右

記

氏名 大江文夫

理由

八尾市固定資産評価審査委員会委員大江文夫氏の任期が来る令和5年12月31日をもって満了するので、上記の者を選任するについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本案を提出する次第である。

諮詢第2号

人権擁護委員候補者を推薦するについて意見を求める件

次の者を人権擁護委員候補者に推薦するについて、市議会の意見を求める。

令和5年12月21日提出

八尾市長 山本桂右

記

氏名 梅北哲也

理由

本市管内の人権擁護委員のうち、藤田裕司氏の任期が来る令和6年6月30日をもって満了するので、上記の者を候補者として推薦するについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する次第である。

令和5年12月市議会定例会追加提出議案その2

令和5年12月発行（R 5-148）

八尾市総務部政策法務課